

## 生態系保全団体支援事業評価会議設置要綱

### (設置)

第1条 生態系保全団体支援事業の実施についての優秀提案者を選定するため、「生態系保全団体支援事業評価会議（以下「会議」という。）」を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は選定対象となる団体の提出書類等を評価基準等に基づき、評価を行う事務を所掌する。

### (組織)

第3条 会議は、農政部農村振興課長が選任した構成員をもって組織する。

2 構成員の任期は、県が優秀提案者を選定するまでとする。

### (会議の開催)

第4条 会議の開催は、農政部農村振興課長が招集して行う。

### (秘密の保持)

第5条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

### (抵触及び利害関係に関する申告等)

第6条 構成員は、本件の評価に関し提案者と抵触及び利害関係を有する場合には、その旨を事務局へ申告しなければならない。

2 構成員は、提案者から故意の接触があった場合は、事務局へ通報しなければならない。

### (庶務)

第7条 会議の事務は、農政部農村振興課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めがあるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、農政部農村振興課長が定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成24年5月16日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

この要綱は、平成29年3月15日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月7日から施行する。

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

この要綱は、令和6年2月6日から施行する。